

清流の国ぎふ森林・環境基金事業の周知に関する取扱要領

[平成24年5月31日 林第150号林政部長通知]

第1 趣旨

清流の国ぎふ森林・環境税（以下「森林・環境税」という。）を活用した事業（以下「森林・環境基金事業」という。）に対する県民への説明責任を果たすために、看板、パンフレット等による森林・環境基金事業の執行を表示し、県民に対し森林・環境税の用途を積極的に周知する方法については、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知）及び森林・環境基金事業の各事業実施要領に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 表示の対象事業

すべての森林・環境基金事業を対象とする。

第3 表示の実施主体

森林・環境基金事業の実施主体とする。

第4 表示の方法等

1 看板、銘板等の設置及びパンフレット等へ掲載することにより表示するものとするが、具体的な表示基準、方法等については、別紙「森林・環境基金事業に対する表示方法等」を参考にする。

(1) ハード関連事業

①表示方法 看板、銘板等

②対 象 施設整備、備品等

(2) ソフト関連事業

①表示方法 広報紙、チラシ、パンフレットによる掲載等

②対 象 イベント、冊子、調査研究、各種活動、備品等

(3) 表示に要する経費

表示に要する経費は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱に基づき、補助対象経費として取り扱うものとする。

2 森林・環境基金事業（特にソフト関連事業）のイベント実施にあたって、事業の実施主体は、前項の表示に加え、実施場所に県が貸し出す森林・環境税の趣旨を表示したのぼり旗を掲出し、事業の取り組みを参加者及び事業の実施場所周辺の住民等に対して周知に努めなければならない。

なお、のぼり旗の貸出については、県が別に定める「清流の国ぎふ森林・環境税『PR用資材』貸出要領」によるものとする。

第5 掲示看板、銘板の設置にあたっての留意事項

(1) 看板・銘板の材質、大きさ等

看板・銘板には、岐阜県産材の使用を基本とする。また、大きさ、意匠等は現場条件や地域の特色、周辺の景観等に十分配慮して決定するものとする。

(2) 掲示場所

看板・銘板の設置場所は、設置目的が十分発揮されるよう、施設の入口付近、道路沿線等掲示効果の高い場所とする。なお、周辺の景観にも十分配慮するとともに、関係法令や用地等でトラブルが生じないように留意する。

(3) 掲示時期

掲示時期は、事業完了時までに行うものとする。

(4) 維持管理等

看板・銘板は物品（備品）扱いとし、品名は看板とする。なお、設置後は適正な維持管理に努めるものとする。

第6 各種広報媒体を活用した広報の実施

事業の実施主体は、森林・環境基金事業の実施後は、広報紙やホームページ等広報媒体を積極的に活用し、事業の目的や内容、効果について、広報に努めるものとする。

第7 その他

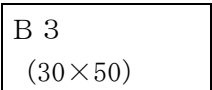
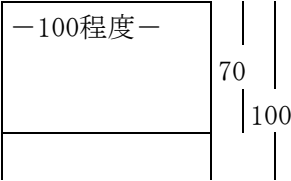
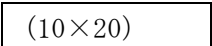
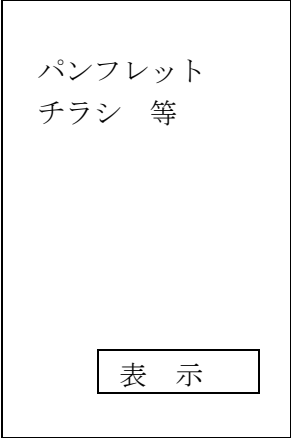
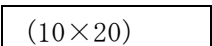
本取扱いによるものの他、疑義が生じた場合には、事業の実施主体は県事業担当課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成24年度事業に係るものから適用する。

別 紙

森林・環境基金事業に対する表示方法等（参考例）

区分	対象事業	表示方法 (単位はcm)	表示内容 (表示は文字配りのこと)
ハード 関連 事業	施設整備（建物） 施設整備（土地）	銘板 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事業名等</p> <p>この〇〇は、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して整備したものです。</p> <p>平成〇年〇月〇日 団 体 名</p> </div>
	森林整備 里山・里地整備 水環境保全整備	看板 	
	備品等	ラベル 	
ソフト 関連 事業	イベント 冊子 調査研究 各種活動等		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>この〇〇は、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して作成しています。</p> <p>平成〇年〇月〇日 団 体 名</p> </div>
	備品等	ラベル 	
共通	イベント時の のぼり旗の掲出	取扱要領第4の2による	